



新学期が始まり一か月が経とうとしていますが、疲れは感じていませんか。規則正しい生活を心がけ、疲れを感じたら早めの休息をとりましょう。また、5月は過ごしやすい時期ですが、日中に急激に気温が上昇する日もあり、熱中症の恐れがあります。日々の規則正しい生活を心掛けるとともに、衣類の調節や水分摂取に気を付け、体調管理を行ってください。

新型コロナウイルス感染症について

1 濃厚接触者の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、5月8日以降は濃厚接触者の特定、行動制限及び協力要請は行われないこととなりました。それを踏まえ、同居家族等が新型コロナウイルスに感染した場合や、感染症患者と感染対策を講じず飲食を共にした場合であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合は、登校が可能となります。しかし、感染力が弱くなっているわけではないため、マスクの着用や手洗い・うがいなどの感染拡大防止対策をとるようにしましょう。

2 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合について

上記の症状がある場合には、無理をして登校せず自宅で休養することが重要です。また、新型コロナウイルス感染症の症状と、アレルギー疾患等の症状は類似しており、区別することが困難になりますが、特に症状が重い場合や基礎疾患をお持ちの場合は、医療機関の受診を御検討ください。なお、感染症との診断が出るまでは欠席扱いとなります。

3 マスクの着用について

マスクの着用は個人の判断に任せますが、至近距離で向かい合って大声での会話は控えましょう。また、厚生労働省も、以下のようなマスクの着用が効果的な場面では、高齢者等重症化リスクが高い方への感染を防ぐため着用することをお勧めしています。

＜マスク着用が効果的な場面＞

- ・ 医療機関受診時
- ・ 重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ・ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時

4 毎朝のさくら連絡網について

5月8日以降も引き続き、毎朝さくら連絡網を送信します。体温、症状の有無等を回答する質問項目は無くなり、欠席・遅刻の有無と、その理由を回答してもらうこととなります。毎朝、必ず決められた時間までに回答をしましょう。

出席停止について

学校は集団生活なので、感染が拡大しやすくなります。そのため、以下のような感染症にかかった場合は、「出席停止」となります。ゆっくり休養して健康の回復に努めてください。なお、医療機関で学校感染症と診断された場合は、すぐに担任の先生まで連絡してください。また、学校所定の証明書と医療機関受診時の領収書（写）の提出が必要となります。

【学校感染症と出席停止期間の一例】

インフルエンザ	発症した後（発症日を0日とする）5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消えるまで又は5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
結核及び 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

★ 新型コロナウイルス感染症関連の出欠扱いについて

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

※無症状の場合は、「検体を採取した日から5日を経過するまで」

「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。なお、発症翌日から10日間を経過するまではウイルスを排出する可能性があるため、不織布マスクの着用や感染リスクの高い方との接触は避けるなど、周囲の方への配慮をお願いします。



保護者の皆様へ 【日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について】

授業中や部活動中など学校管理下で、お子さまが負傷などをして医療機関で治療を受け、病院の窓口で、保険証を用いて1,500円以上支払った場合、災害共済給付金が支給されます。

災害共済給付金の請求には、必要な書類を提出する必要がありますので、速やかに担任や部活動顧問の先生及び保健室に連絡をしてください。なお、お住いの市町によっては、自治体の規定により、学校管理下で起きた災害による怪我の治療に、医療費助成制度と災害共済給付制度の併用を行えない場合もあります。助成金の返還を求められることもあるため、必ずご確認ください。